

岩手県告示第 553 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 19 年 7 月 13 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
合同会社スプリングブリーズ	盛岡市手代森 6 地割 36 番地 3	ヘルパーステーションはるかぜ	盛岡市手代森 6 地割 36 番地 3	平成 19 年 6 月 1 日

2 居宅療養管理指導

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
佐々木 学	盛岡市松園二丁目 37 番 8 号	マリーン薬局	盛岡市松園二丁目 37 番 8 号	平成 19 年 6 月 21 日

3 介護予防訪問介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
合同会社スプリングブリーズ	盛岡市手代森 6 地割 36 番地 3	ヘルパーステーションはるかぜ	盛岡市手代森 6 地割 36 番地 3	平成 19 年 6 月 1 日

4 介護予防居宅療養管理指導

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
佐々木 学	盛岡市松園二丁目 37 番 8 号	マリーン薬局	盛岡市松園二丁目 37 番 8 号	平成 19 年 6 月 21 日